

令和2年度 市有地の売却に係る一般競争入札に関する

登録免許税の参考額について

更新日：令和2年12月25日（金）

各物件の登録免許税の参考額について

登録免許税は近傍類似地や建物の経過年数等により算定することになります。登録免許税額については、法務局が最終決定することになりますが、現時点では、法務局と協議し、令和2年度中については下記の金額となる予定です。

対象物件	登録免許税額（予定）	内訳
1号物件	約255万円	—
2号物件	約280万円	土地 約226万円 建物 約54万円
3号物件	約41万円	—
4号物件	約23万円	※
5号物件	約1,066万円	土地 約786万円 建物 約280万円
6号物件	約34万円	—
7号物件	約66万円	—
8号物件	約550万円	—
9号物件	約552万円	—
10号物件	約770万円	—
11号物件	約293万円	土地 約264万円 建物 約29万円

※ 4号物件については、既存建物の解体を売却条件としており、既存建物の所有権を移転せずにと壊ししていただくため、建物の登録免許税の参考額は記載していません。